

(地方法人税法の一部改正)

第三条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第八条)	第一章除
第二章 課税標準(第九条)	第二章除
第三章 税額の計算(第十条—第十五条)	第三章除
第四章 申告、納付及び還付等	第四章除
第一節 中間申告(第十六条—第十八条)	第一節同上
第二節 確定申告(第十九条)	第二節確定申告(第十九条)
第三節 納付(第二十条・第二十一条)	第三節同上
第四節 還付(第二十二条・第二十三条)	第四節同上
第五節 更正の請求の特例その他(第二十四条—第二十九条)	第五節同上
第五章 雜則(第三十条—第三十二条)	第五章除
第六章 罰則(第三十三条—第三十七条)	第六章除
附則	附則

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第十九条の二及び第六章を除く。)の規定を適用する。

2・3 省略

(基準法人税額)

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 省略

二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準

目次

第一章 同上	第一章除
第二章 同上	第二章除
第三章 同上	第三章除
第四章 同上	第四章除
第一節 確定申告(第十九条)	第一節確定申告(第十九条)
第二節 同上	第二節同上
第三節 同上	第三節同上
第四節 同上	第四節同上
第五節 同上	第五節同上
第六章 同上	第六章除
附則	附則

第三節 同上	第三章除
第四節 同上	第四章除
第五節 同上	第五章除
第六章 同上	第六章除
附則	附則

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律(第六章を除く。)の規定を適用する。

2・3 同上

(基準法人税額)

第六条 同上

一 同上

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準

である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得（法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。）に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十四条から第一百四十四条の二までの規定を除く。）により計算した法人税の額の合計額（附帯税の額を除く。）

(1)・(2)省略

口省略

三・四省略

(外国税額の控除)

第十二条省略

3 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十四条から第一百四十四条の二までの規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外國法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外國法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

456省略

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十二条の二 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めると

である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得（法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。）に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額の合計額（附帯税の額を除く。）

(1)・(2)同上

口同上

三・四同上

(外国税額の控除)

第十二条同上

3 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属地方法人税額（第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十四条から第一百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外國法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）のうち当該外國法人の当該課税事業年度の国外所得金額（同項に規定する国外所得金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

456同上

「ころにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。」

2 |

連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額の合計額が当該課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3 | 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第一百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百四十四条から第一百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

4 | 法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第一百四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5 | 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第一百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項から第三項までの規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記

載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

6 | 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(税額控除の順序)

第十四条 前三条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の二の規定による控除をし、次に第十二条の規定による控除をした後において、前条の規定による控除をするものとする。

(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)

第十五条 連結親法人が地方法人税確定申告書を提出する場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人に各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられ、又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額は、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対する適用される法人税の税率（以下この項において「適用法人税率」という。）を乗じて計算した金額の四・四に相当する金額と加算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第二号から第四号までに掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該個別所得金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額とを合計した金額を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別欠損金額（同法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計

(税額控除の順序)

第十四条 前二条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の規定による控除をした後において、前条の規定による控除をするものとする。

(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)

第十五条 連結親法人が地方法人税確定申告書を提出する場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人に各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられ、又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額は、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度の連結所得に対する適用される法人税の税率（以下この項において「適用法人税率」という。）を乗じて計算した金額の四・四に相当する金額と加算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第二号及び第三号に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該個別所得金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額とを合計した金額を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別欠損金額（同法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計

合計した金額を控除した金額又は当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額から加算調整額を控除した金額とする。

一・二省略

三 第十二条の二第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

四省略

2・3省略

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第十九条省略

2省略

3 第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第六項及び第十二条の二第五項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、

「地方法人税中間申告書」とする。

4省略

第十九条省略

2省略

6 法人（第六条第四号に掲げる法人に限る。）は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一・二省略

三 当該法人が当該課税事業年度につき第十六条第十項の規定による申告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の額から第二十条第二項の規定により納付すべき地方法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる国税通則法第二十五条の規定による決定により納付すべき地方法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額とする。）を控除した金額

四省略

三 同上
2・3同上

第十九条同上

2同上

3 第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第六項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

4同上

第十九条同上

2同上

6同上

一・二同上

三 当該法人が当該課税事業年度につき第十六条第十項の規定による申告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の額から次条第二項の規定により納付すべき地方法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる国税通則法第二十五条の規定による決定により納付すべき地方法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額とする。）を控除した金額

した金額を控除した金額又は当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額から加算調整額を控除した金額とする。

一・二同上

第二節の二 電子情報処理組織による申告の特例

(電子情報処理組織による申告)

第十九条の二 特定法人である内国法人は、第六条（第十項を除く。）第十七条若しくは前条（第六項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの中間申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告については、第十六条（第十項を除く。）、第十七条及び前条（第六項を除く。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならぬ。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 当該課税事業年度開始の時における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人
- 二 保険業法（平成七年法律第二百五号）に規定する相互会社
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項

に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）。

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条を除く。）の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

7 連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十九条の三 前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第一項の承認又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けている場合には、これらの承認に係る税務署長がこれらの規定により指定する期間

内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)

第二十三条 稅務署長は、法人税法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した内國法人又は同法第一百四十四条の十三第十二項の還付請求書を提出した内國法人に対して同法第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は第百四十四条の十三第十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度、同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条又は第十三条の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時において確定しているものの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該内国法人又は外国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第七項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度、同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

(外国法人の提出する申告書に係る記名押印)

第三十条 法人税法第百五十二条の規定は、外国法人が地方法人税中間申告書、第十六条第十項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書、

2 同上

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)
第二十三条 稅務署長は、法人税法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した内国法人又は同法第一百四十四条の十三第十二項の還付請求書を提出した外國法人に対して同法第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は第一百四十四条の十三第十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度、同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一項第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時において確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該内国法人又は外國法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第七項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度、同法第一百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

(代表者等の自署押印)

第三十条 法人税法第百五十一条の規定は、法人の提出する地方法人税中間申告書、第十六条第十項の規定による申告書（当該申告書に係る期限

告書を含む。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書を提出する場合について準用する。

第三十五条 削除

後申告書を含む。第三十五条において同じ。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

第三十五条 第三十条において準用する法人税法第一百五十二条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する地方法人税申告書、第十六条第十項の規定による申告書、地方法人税確定申告書若しくは第十九条第六項の規定による申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。